# 国民年金保険料の産前産後免除制度

#### 対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年(2019年) 2月1日以降の方が対象となります。

ただし、国民年金の任意加入期間は対象になりません。

#### 免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後期間」といいます)の国民年金保険料が免除されます。 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間は付加保険料を納付できます。

●保険料を前納されている場合、支払った保険料は還付されます。

· · · 対象期間	V.1 SIC/A11E1
------------	---------------

### 届出の方法および必要書類

出産予定日の6か月前から届出が可能です。お早めの届出をおすすめします。なお、出産後も届出が可能です。

- 国民年金被保険者関係届書(申出書)
  - ※市民課窓口でお渡しできます。(日本年金機構HPからダウンロードも可)
- 2 母子健康手帳など

## 届出先

糸魚川市市民課 住民係 TEL025-552-1511 ※能生・青海事務所でも提出できます。

詳しくは、日本年金機構のホームページで確認することができます。 https://www.nenkin.go.jp/